

砺波市農業委員会 4月総会議事録

開催日時 令和4年4月5日(火) 午前10時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 24名

1番	老 健	17番	樋掛 雅彦
2番	鴨井 克之	18番	亀永 理恵
3番	境 真由美	19番	平木 哲
4番	館 和香子	20番	山本 涉
5番	川邊 洋	21番	山本 憲政
6番	源通 一郎	23番	原野 敬司
7番	松原 光雄	24番	前野 久
10番	齋藤 徹	25番	石田 智久
11番	吉田 一馬	26番	飛田 明雄
12番	片山 雅喜	27番	野原 外茂雄
13番	黒田 英嗣	28番	吉田 孝夫
16番	江成 周彦	29番	西原 登

欠席した委員 5名

8番	飯田 輝一	15番	土田 英雄
9番	堀田 敬三	22番	宮崎 雄介
14番	川邊 孝之		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

## 付議案件

### 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について

### 協議

- 協議事項1号 [参考]砺波市農地標準賃借料について
- 協議事項2号 農用地利用計画の変更について

### 報告

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第3号 農地法第3条の3第13項の規定による届出の報告について
- 報告第4号 農業経営改善計画の認定等について

### その他

(開会 10:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度・砺波市農業委員会4月総会」を開会いたします。

会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶がございます。

会長 朝から農地パトロールお疲れさまでした。今回は春の作業前に農地パトロールを行っていただきました。春の作業が終わりますと苗が植わって農地非農地の判断等つきやすくなります。今回だけでなく今後も遊休農地等の確認のためパトロールをお願いいたします。

本日は議事と協議事項がありますが、慎重に審議いただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告いたします。

本日は、在任委員29名中、24名が出席されています。

よって、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後は、お手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。

なお、「砺波市農業委員会会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいたします。

それでは、よろしく申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号18番 亀永 理恵委員・議席番号20番 山本 渉委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。

今月の案件は、2件でございます。

(議案書全件朗読)

1番と2番におきまして、農地を交換します。

両者とも、農地法第3条第2項各号に掲げられている「常時従事者」「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「下限面積要件」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第1号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 　(なし)

議 長 　ご質問等がないようですので採決を行います。  
ただ今の「議案第1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し、意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 　議案書の2ページをお願いします。  
今月の案件は、2件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから5ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。

農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。

申請地はとなみ散居村ミュージアムの西側で、市街地近郊に位置しており、住環境が整っているため、社宅及び社員寮を建築する計画となっております。

散居村ミュージアムに近接するため、景観を損なわないよう、条件を付すこととしております。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

申請地は、用途地域に隣接し、市街地近郊において、公共インフラ整備が整っております。

市街地において、建売及び注文住宅用地が不足していることから、市街地周辺の生活及び交通の利便性が高い申請地において、住宅団地の計画を立てたものです。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第2号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1番の案件に関しては申請者より昨年からの話が上がり、それから農振除外など行って今回の過程に至ります。ご審議いただき是非ともよい方向で許可いただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　石田委員、どうぞ。

石田委員 　　2番の案件について、前回の農振除外の時にもご説明しましたが、譲渡人の次男の方の分家住宅を建設予定でしたが、それには用地が大きすぎるということで今回申請される分譲住宅地の中に分家住宅を建てるという計画をもっておられます。そのあたりをご理解いただき許可いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

議長 　　他にご質問等はございませんか。  
ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第2号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

- 議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
続きまして、協議事項1号 [参考]砺波市農地標準賃借料について、事務局より説明願います。
- 事 務 局 議案書の3ページと別紙の[参考]砺波市農地標準賃借料(案)というプリントをお願いします。  
また、お手元の「農家相談のしおり」の10ページをお開きください。  
昨年まで、市内の農地標準賃借料につきましては、市農業公社において「農地利用集積円滑化事業」に伴い、定めていました。  
法改正により、市農業公社は、本年2月に農地中間管理事業に一括承継したことから、市農業公社が定める必要がなくなりました。  
このことから、となみ野農協及び市内水稻生産者においては、何らかの形で一定の尺度や目安を公的機関が示さないと、市内の賃借料は混乱をきたすとの意見がありました。  
このため、「農地利用の最適化」や「担い手への農地利用の集積・集約化」を進めている農業委員会において示すこととしています。  
この賃借料の案は、3月22日に「砺波市農地賃借料検討会」において、貸し手・借り手・学識経験者の3者において、協議されたものでございます。  
検討会においては、貸し手・借り手の双方の立場から積極的な議論が進められました。  
賃借料(案)の内容についてご説明します。  
(さらに詳しく説明)  
この標準賃借料(案)は、このままこの金額で契約を推奨するものではなく、あくまでも参考であり、目安をお示しするものでございます。  
また、となみ野農協及び市内水稻生産者におかれましてもそのように対応するものと検討会の中で確認しております。  
以上でございます。  
ご審議をお願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。
- 委 員 (「はい」の声あり)

議 長 吉田委員、どうぞ。

吉田孝委員 標準賃借料はどのような方法で算出しているのか概略を教えてください。  
きたい。

事 務 局 富山県農業会議の資料をもとに算出しています。計算は、収入から生産費や経営者の報酬等を差し引くことで行います。この計算方法は、農林水産省のホームページにも掲載されているものです。これは水稻だけではなく大麦や大豆などの主要な作物でもこのような計算方法を用いることができます。

吉田孝委員 生産費と報酬を差し引いて計算しているとのことですが、たとえば公租公課はどのような扱いとなっているのでしょうか。

事 務 局 それぞれの農地で金額の大小はあるかとは思いますが、土地改良費や固定資産税なども生産費に含んで計算することとなっています。

吉田孝委員 表の下の方に「1筆 20～30 a の整備田において水稻作の基準としたものです」と書いてあります。昨今の耕作状況は水稻6割その他4割といったところですが、この標準賃借料は全部水稻を基準として計算してあるということでしょうか。

事 務 局 おっしゃるとおり、水稻のみで計算してあります。

吉田孝委員 そうなると、実際は水稻ではないからこの表よりも少し金額を下げますよということもありうるということですね。

事 務 局 標準賃借料はあくまでも参考、目安となり、それをふまえて貸し手、借り手双方で契約していただくということになるかと思います。

吉田孝委員 利用権設定事業においては公租公課の負担について、固定資産税は土地の所有者が負担し、土地改良区の賦課金等については双方の協議により決めることとなっています。それを含めて賃借料等の協議をする際にはある程度標準賃借料を目安とすることもあるかと思いますが、協議の参考とするため公租公課は経費として計算に含まれているということを表の下の方に記載していただくことはできないでしょうか。

事務局 公租公課については、算出の際に考慮はされていますが、それぞれの農地によって金額の大小が伴いますので、現状と異なる場合があります。算出の方法については一律のルールに則って行っているのですが、砺波市が特別なことをしているわけではありませんが、現段階では、公租公課について表の下の方に付け加えるということについては各関係者と相談が必要であり、事務局だけでは判断できるものではないと考えております。

吉田孝委員 賦課金の負担について協議しようにも、標準賃借料の計算で賦課金がどのような扱いになっているのか書いていないと参考にならないのではないのでしょうか。だからせつかくですから表の下の方に公租公課は経費としてみてありますと書いていただければそれでいいんじゃないかと思うのですがいかがでしょうか。

事務局 これまで砺波市農業公社で示していた賃借料の計算にも公租公課が含まれていながらもあえてその旨を載せていないまま運用してきたという経緯があります。また、収入から差し引くものは公租公課だけではなく、たとえば大規模な農家の経営者の報酬などもあります。公租公課について記載するのであればそれ以外の経費として引かれているものについても記載が必要になるということにもなってくるかと思えます。

事務局としましては、混乱をまねくようであればもう少し詳細な情報をお示ししなければならぬとは思いますが、今公租公課だけを記載することになるとかえって混乱の原因ともなりますので、当面このまま様子を見させていたいただきたいと考えております。

委員 (「はい」の声あり)

議長 石田委員、どうぞ。

石田委員 3月の検討会に私も出ておまして、そのとき最終的には各地区の協議会で話し合いをして各地区で単価を決めてもらうのが一番いいのではないかという話になっていたのではないかと思います。たとえば私のところの庄下地区は、基準の単価に土改と用水の経常賦課金を上乘せするという考えで決めていますので、標準賃借料の計算に公租公課が含まれている旨が記載されますと、その分賃借料を減らしてしまっただけで貸し手の側としてはその分なくなってしまうということにもなりかねないところです。

この辺は地域性もありますので、貸す側、借りる側双方にいろいろ事情があることから、対個人だけでなく地域の農村をどう維持していくかも考えながら賃借料の設定をしていけばどうかという話をしております。単純



に安くなったから何が何でも下げないといけないということもないので、  
変に物事を書いて賃借料が下がってしまうようなことになるより、事務局  
が言われたようにもう1、2年様子を見てもいいのではないかと思います。

吉田孝委員 地区で協議会があるところは限られてまして、協議会がないところは標準賃借料を目安にしておりますので、非常に貴重なものだと思っております。それが下がることも現状やむを得ないことだと思っております。しかし、今まで1万円前後の賃借料で推移してきて、これまでは固定資産税や土地改良区の賦課金の支払いに問題が発生していなかったわけですが、それを意識せずどんどん賃借料を下げていってしまうと公租公課分をまかないきれなくなって問題がでてきてしまう。そういったことも考慮しないといけないのではないかと思います。

大事なことなので、また何かあったらお話聞いていただければと思います。みなさんご意見ありましたらよろしくお願いします。

議 長 他にございませんか

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 農家相談のしおりにある実際の賃借料と標準賃借料の金額の差が大きい区分がありますが、これだけ差があるとみなさん混乱するのではないかと思いますので、そのあたりの説明をいただきたいのですが。

事務局 農家相談のしおりの「砺波市農地賃借料情報」については、令和3年1月から令和3年12月までの契約の賃借料実績を集計したものでございます。こちらはあくまでも実績のデータを示すものです。一方標準賃借料は収入支出の差し引きから賃借料を示すものです。全く中身が違うものとなります。

また、農家相談のしおりの農地の区分3の平均額が高くなっているのは、中野地区等で種もみをつくられているところがあることから、設定されている賃借料が他より高くなっております。そのこともあり、区分1、2より賃借料が高くなっているというのが現状でございます。

議 長 他にございませんか

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 山本委員、どうぞ。

山本憲委員 中野地区や種田地区などで高い単価になっている地区については別の枠でたとえば3-1とかにされた方が紛らわしくないのではないのでしょうか。

あと、実際これだけ米価が下落して経費が高騰していたらどこかで採算をとらないといけない。そうなると農家の立場からしたら削りやすい、話しやすいところが賃借料かなと思います。その賃借料をどうしていくかという話を地区でやるのかここでやるのかは地域差があつて当然ではないかと思っています。

議 長 他にございませんか

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 川邊委員、どうぞ。

川邊洋委員 貸し手側が今支払っているものは土地改良費、用水費、固定資産税かと思います。個人的な意見ですが、この3つが一応カバーできる年貢であればいいのではないかと思っております。地区の協議会で小作料を下げたいというご意見が出たときも、これを下回ることにはあつてはならないのではないかということで、地区で話をしているところです。

議 長 私の地区でも小作料の協議会があります。土地改良費、用水費、固定資産税は最低限払い、それにプラスで小作料を払おうということで地区としては成り立っています。協議会がないところもあるということですが、協議会みたいなものはぜひつくっていただけたらということをお個人的に思っております。

他にご質問等はありませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。

続きまして、協議事項2号 農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事務局

議案書の4ページをお願いします。

昨年2月に受付の農振除外の願出が一般案件1件で、編入案件が1件で、あわせて2件でございます。

(一般案件の番号1朗読)

別添の農振除外申請位置図の1ページから5ページまでと併せてお願いします。

譲受人は、日本最大の黄銅(こうどう)製品メーカーです。

願出地は、自社工場に隣接し、このたび、業務拡大に伴い、新たに工場を拡張するものです。

既存の工場敷地において、新設工場の増築余地がないことから、願出地により計画を進めています。

(編入案件の番号1朗読)

別添の農振除外申請位置図の6ページから9ページまでと併せてお願いします。

住宅を解体したことにより、隣接農地と一体化するため、農地として編入する計画です。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長

ただ今、事務局より説明のありました「協議事項2号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

農振除外の案件について、農地パトロールの際に現地で説明がありましたが、堤防に上がる道も払い下げてほしいという話を聞いております。振興会としては他のところに道路をつけるということで申し合わせをしたところですが、排水の件についてもこれから話が上がってくるんじゃないかと思えます。

大きな面積でございますので、またご意見などあればよろしく願います。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「協議事項2号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。  
続きまして、報告事項に入ります。  
報告第1号から報告第4号について、事務局より説明願います。

事 務 局 (報告第1号・第2号・第3号・第4号説明)

議 長 ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等は、ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。  
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。  
これにて閉会いたします。

(閉会 11 : 20)